

# 子育てに配慮した住宅と居住環境に関する ガイドライン（案）



平成30年12月

国土交通省 国土技術政策総合研究所



# はじめに

## 1) 国の既往計画における「子育てしやすい住まい・居住環境」の位置づけ

- 少子化が進行している中で、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が平成 26 年 5 月 8 日に公表した『ストップ少子化・地方元気戦略』では、ストップ少子化戦略として、「国民の希望が叶った場合の出生率（希望出生率）」の実現を基本目標とし、2025 年に「希望出生率=1.8」を実現することが定められました。
- また、平成 27 年 3 月 20 日閣議決定された『少子化対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～』では、「結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、長期展望に立って、継続的かつ総合的な少子化対策を推進する」ための重点課題が掲げられました。この中では、住宅に関して、「世代間の助け合いを図るための三世同居・近居の促進など多様な主体による子や孫育てに係る支援を充実させ、子育てしやすい環境を整備する」とされています。
- こうしたことを踏まえ、平成 28 年 3 月 18 日に閣議決定された『住生活基本計画（全国計画）』では、目標 1 を「結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現」とし、「結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が望む住宅を選択・確保できる環境の整備」、「子どもを産み育てたいという思いを実現できる環境を整備し、希望出生率 1.8 の実現につなげる」ことを具体の目標としています。

## 2) 本ガイドライン（案）作成の趣旨と概要

- 子育て世帯が、安心して子どもを生み育てられる住まいや居住環境の実現に関しては、一部の地方公共団体において、子育て世帯向けの住宅に係る技術的な指針の作成や、独自の基準を設定し、基準を満たす住宅に関する認証制度などの取り組みが進められています。
- 『住生活基本計画（全国計画）』で定められた目標の実現を図っていくうえでは、こうした子育て世帯向け住宅の認証などに取り組む先進的な地方公共団体の施策を全国的に拡大・展開を図っていくことや、安心な子育てに係る関係事業者の多様なサービスの展開を促進していくことが重要と考えられます。
- 国土交通省が設置した「安心居住政策研究会」が公表した『多様な世帯が安心して暮らせる住まいの確保に向けた当面の取組みについて』（平成 28 年 4 月）においても、安心して子育てできる住宅の普及促進に向けて、「子育て世帯向け住宅の認証などに取り組む地方自治体の先進事例を収集するとともに、当該自治体が設定している基準の整理を行い、安心して子育てできる住宅に関するガイドライン（指針）の検討に向けて準備を進めていく。」こととされています。
- 上記のような点を背景として、国土交通省国土技術政策総合研究所において、子育て世帯にとって安全・安心で快適な住まいや居住環境についての配慮すべき事項などの情報について、既往の関連事例の調査や有識者への意見聴取等を通じて検討を行い、その成果を「子育てに配慮した住宅と居住環境に関するガイドライン（案）」として取りまとめました。

- 本ガイドライン（案）では、子育てに配慮した住宅と居住環境（以下「子育て配慮住宅」という。）において配慮すべき50のテーマを抽出し、各配慮テーマの必要性・重要性、特に配慮が必要な子どもの年齢などを示したうえで、次の区分ごとに、具体的な配慮すべき事項の内容（技術的な考え方や水準等）について解説しています。
  - i) 専用部分（対象：戸建住宅、共同住宅）
  - ii) 敷地内（対象：戸建住宅）
  - iii) 共用部分・敷地内（対象：共同住宅）
  - iv) 立地環境（対象：戸建住宅、共同住宅）
  - v) コミュニティ・地域活動（対象：戸建住宅、共同住宅）
  - vi) 子育て・子育ての支援サービス（対象：戸建住宅、共同住宅）
- また、参考として、各配慮すべき事項の重要度ランクの設定例についても提示しています。

### 3) 本ガイドライン（案）の利用のしかたと今後に向けて

- 本ガイドライン（案）は、地方公共団体、住宅事業者、居住者（子育て世帯等）において、次のような利用が想定されます。
  - ① 地方公共団体
    - ・地方公共団体において、子育て配慮住宅の供給を促進するための認証制度や支援制度などの構築のための基準づくりの技術情報として利用することが考えられます。
    - ・すなわち、本ガイドライン（案）は、子育て配慮住宅の整備内容や水準についての一つの目安となる考え方を示したのですが、住宅に求められる水準は地域の住宅事情等により様々であるため、各地方公共団体において、本ガイドライン（案）を活用しつつ独自の認証制度の基準等を検討することが考えられます。
  - ② 住宅事業者
    - ・住宅事業者において、子育て配慮住宅を供給するための設計基準づくりの技術情報として利用することが考えられます。
    - ・すなわち、民間市場において供給される住宅の仕様・水準等は、供給事業者の考え方やノウハウ、地域の住宅市場等によっても様々であるため、各事業者において、本ガイドライン（案）を活用しつつ独自の水準等を設定し、商品モデルを検討することが考えられる。
  - ③ 居住者
    - ・居住者（子育て世帯など）においては、自ら施主となって住宅を新築する場合や、住宅の購入や賃貸住宅の選択等をする場合の参考情報として利用することが考えられます。
- 本ガイドライン（案）が広く活用されることにより、安全・安心で快適な子育てや子どもの健全な成長を支える住まいが普及し、新婚・子育て世帯が子どもを産み・育てやすい住まいを選択・確保することがより容易となることを期待します。
- なお、本ガイドラインは、「(案)」を付しているとおり、現時点での一つの考え方を示したものです。今後、新たな事例情報やノウハウ等の蓄積を踏まえながら、必要に応じて内容を精査・更新していくことを予定しています。

# 目 次

はじめに  
目次

## 【本編】 I 子育て配慮住宅の配慮テーマ及び配慮事項のポイント

I. 1	子育て配慮住宅に係る基本的視点と配慮テーマ	I-3
I. 1. 1	子育て配慮住宅の基本的視点	I-3
I. 1. 2	子育て配慮住宅の配慮テーマ	I-4
I. 1. 3	子育て配慮住宅の配慮テーマと対応する主な子どもの年齢	I-7
I. 2	子育て配慮住宅の配慮事項のポイントの示し方	I-11
I. 3	子育て配慮住宅の配慮事項のポイントの解説	I-12
	【基本的視点1】 子どもや妊婦にとって安全・安心な環境	I-13
	計画的視点 1-1 住宅内での事故の防止	I-13
	計画的視点 1-2 子どもの様子の見守り	I-17
	計画的視点 1-3 不審者の侵入防止	I-18
	計画的視点 1-4 子どもの外出の安全・安心	I-19
	計画的視点 1-5 災害への備え	I-21
	【基本的視点2】 子どもの健やかな成長を支える環境	I-23
	計画的視点 2-1 子どもの健康への配慮	I-23
	計画的視点 2-2 親子がふれあえる空間づくり	I-24
	計画的視点 2-3 子どもの成長を支える空間づくり	I-26
	計画的視点 2-4 多様な人々との交流	I-28
	計画的視点 2-5 子育て・子育て支援サービスの利用のしやすさ	I-29
	計画的視点 2-6 子どもの保育・教育環境	I-30
	計画的視点 2-7 子どもの遊び環境	I-32
	【基本的視点3】 快適に子育てできる環境	I-33
	計画的視点 3-1 生活音の発生への配慮	I-33
	計画的視点 3-2 子育て・子育てに必要な物の収納	I-34
	計画的視点 3-3 家事負担の軽減	I-35
	計画的視点 3-4 外出のしやすさ	I-36
	計画的視点 3-5 日常生活の利便性	I-38
	【基本的視点4】 親が快適に暮らせる環境	I-39
	計画的視点 4-1 くつろぎ・ゆとりの空間の確保	I-39

## 【本編】 II 子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準

II. 1	子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準の示し方	II-3
II. 2	子育て配慮住宅の配慮事項に係る整備内容・水準の技術的解説	II-4
【空間・要素 1】	住戸専用部分（戸建住宅・共同住宅）	II-11
1-1	全般事項	II-11
1-2	空間・機能別事項	II-19
【空間・要素 2】	敷地内（戸建住宅）	II-37
2-1	全般事項	II-37
2-2	空間・機能別事項	II-37
【空間・要素 3】	共用部分・敷地内（共同住宅）	II-39
3-1	共用部分の空間・機能別事項	II-39
3-2	敷地内の全般事項	II-49
3-3	敷地内の空間・機能別事項	II-50
【空間・要素 4】	立地環境（戸建住宅・共同住宅）	II-55
4-1	子どもの安全の環境	II-55
4-2	子育ての環境	II-58
4-3	生活の環境	II-62
【空間・要素 5】	コミュニティ・地域活動（戸建住宅・共同住宅）	II-63
【空間・要素 6】	子育て・子育て支援サービス（戸建住宅・共同住宅）	II-66

## 【参考編】 子育て配慮住宅の各配慮事項の重要度

参. 1	各配慮事項の重要度の設定の目的	参-3
参. 2	重要度の評価の考え方	参-3
参. 2. 1	評価の視点と枠組み	参-3
参. 2. 2	評価の対象	参-5
参. 3	子育て配慮住宅の住宅及び敷地内に関する各配慮事項の重要度	参-7
【住宅タイプ 1】	持家・戸建住宅	参-8
1-1	住戸専用部分	参-9
1-2	敷地内	参-13
【住宅タイプ 2】	持家・共同住宅（分譲マンション）	参-14
2-1	住戸専用部分	参-15
2-2	共用部分・敷地内	参-19
【住宅タイプ 3】	賃貸・共同住宅（中高層／RC造・SRC造）	参-22
3-1	住戸専用部分	参-23
3-2	共用部分・敷地内	参-27
【住宅タイプ 4】	賃貸・共同住宅（低層／木造・S造）	参-30
4-1	住戸専用部分	参-31
4-2	共用部分・敷地内	参-35